

計算科学研究センターにおけるスーパーコンピュータの 海外組織所属ユーザ利用について

計算機システム運用委員会

計算科学研究センターで運用中のスーパーコンピュータは、外国為替及び外国貿易法に定められる輸出規制・技術供与規制の対象となり、無許可で海外組織所属ユーザが利用することはできない。これに対し、学術利用及び共同研究等の推進の観点から、本センターでは以下に示す方法で特定の条件の下で海外組織所属ユーザへの利用を一部可能とする。

1. 根拠となる法的条件

安全保障輸出管理令において、輸出規制・技術供与規制の対象となる物品に関し、国際的な安全管理上、主に核兵器等の兵器開発、製造、使用、加工に用いられる（またはその可能性の高い）物品は「該当物品」と位置づけられる。これに対し、スーパーコンピュータの利用とそれに関連して提供される技術文書（マニュアル等）が、これらの対象とならないことを証明できる場合、それらは「非該当物品」と認定される。非該当物品に関しては、いわゆる「ホワイト国」（輸出令によって定められる規制対象外とみなされる国）に対する供与においては関係機関への申請を経ずに輸出・技術供与を行うことが可能である。

これらを踏まえ、本センターでは各スーパーコンピュータに対する非該当認定を受けた上で、ホワイト国リストのユーザに対して当該システムの利用を認めるものとする。ただし、これはそのユーザが利用可能であることを認めるだけであって、実際にアカウント作成が可能であるかどうかは学際共同利用等の各システム利用区分での審査を別途受ける必要がある。

2. ホワイト国リスト

平成 26 年 11 月現在、ホワイト国は以下のようになっている。

アルゼンチン、フランス、ニュージーランド、オーストラリア、ドイツ、ノルウェー、オーストリア、ギリシャ、ポーランド、ベルギー、ハンガリー、ポルトガル、ブルガリア、アイルランド、スペイン、カナダ、イタリア、スウェーデン、チェコ、韓国、スイス、デンマーク、ルクセンブルク、イギリス、フィンランド、オランダ、アメリカ

3. 非該当認定を受けているスーパーコンピュータ

2014 年 12 月現在、HA-PACS 及び COMA は非該当認定を受領済みである。

4. 非該当スーパーコンピュータに対するユーザ認定

非該当スーパーコンピュータにおけるホワイト国ユーザに関しては、本センターの判断でユーザとして認定できるため、この認定作業は本センターの計算機システム運用委員会が行うものとする。

この際、認定は以下の2段階で行う。

(1) ユーザの所属組織単位の認定

(2) ユーザ本人の認定

(1)については、当該ユーザの所属組織からの初めてのユーザである場合は、これを行う。既に同組織が本認定を受けている場合は省略できる。

(2)については、ユーザ毎にこれを行う。

5. 必要書式

上記 4-(1)については、「取引審査申請書（計算科学研究センター用）」（様式 1a）を提出する。上記 4-(2)については、次ページに示す「海外組織所属ユーザによるスーパーコンピュータ利用申請」を提出する。なお、提出の際は在籍研究機関での職分証明書も添付する事。

この他、本センターから与えられるアカウントの使用が、非該当物品で定められている技術情報の利用法に違反しないことを宣誓する宣誓書への署名を求める。

(以上)

計算科学研究センター

海外組織所属ユーザによるスーパーコンピュータ利用申請

***申請の際は、在籍研究機関での職分証明書も添付のこと**

申請年月日： 年 月 日（西暦）

申請者：

申請者所属：

ユーザ情報

氏名：

国籍：

所属組織名（国名）：

所属組織における職名：

電子メールアドレス：

連絡先電話番号：

使用スーパーコンピュータ名：

スーパーコンピュータの利用目的：

-----（以下、計算機システム運用委員会連絡欄、空白のままとすること）-----

承認者氏名（自署）：

承認年月日：

下記、日本語版または英語版の宣誓書に対し、自署による署名を行って下さい。

Please sign to the following declaration (Japanese or English).

宣誓書

私は、筑波大学計算科学研究センターにおけるスーパーコンピュータの利用に際し、安全保障輸出管理令に定められる非該当条項を遵守し、アカウント取得を認められた目的以外での利用を行わないことを誓います。

年月日：

署名：

Declaration

On the use of supercomputers at Center for Computational Sciences, University of Tsukuba, I declare to observe the issues and conditions on Non-Applicability Items in Export Control Law, and will use these systems only for the purpose which is approved by the Computer System Management Committee of Center for Computational Sciences, University of Tsukuba.

Date (YYYY/MM/DD):

Name:

Signature: